

40. (Gno.88)紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究

代表:小林 学

2021/02/19(承認)2021 年度(開始)

【研究の目的】

市場においても、行政府や司法においても、IT 化が急速に進行しつつある。この研究会の目的は、争解決場
面における「テクノロジーと法」に関わる論点について、比較法的な視点から、考察を行うことにある。